

令和4年度

富士宮市農業委員会総会会議録

令和5年1月12日 開会

令和5年1月12日 閉会

富士宮市農業委員会

令和5年1月12日午後1時富士宮市農業委員会会長齊藤 学は、富士宮市農業委員会総会を富士宮市役所全員協議会室に招集する。

委員定数 19 名

出席委員 16 名

農業委員出席委員

1 番 脇 坂 英 治 4 番 齊 藤 学 5 番 佐 野 守
6 番 佐 野 均 7 番 佐 野 強 8 番 伊 藤 照 男
9 番 近 藤 雅 隆 10 番 村 松 義 正 11 番 富 永 政 則
12 番 宮 島 孝 子 13 番 遠 藤 光 浩 14 番 旭 一 昭
15 番 荻 真 教 16 番 後 藤 文 隆 18 番 内 堀 忠 雄
19 番 杉 山 弘 子

欠席委員

2 番 松 永 孝 男 3 番 赤 池 勝 17 番 佐 野 むつみ

農地利用最適化推進委員出席委員

1 番 土 井 治 2 番 塩 川 金 彦 3 番 渡 井 清 孝
5 番 竹 川 篤 志 6 番 村 松 慎 一 8 番 加 藤 文 男
9 番 藤 浪 庸 一 10 番 有 賀 文 彦 11 番 鈴 木 四 郎
12 番 篠 原 兼 義 13 番 牧 澤 邦 彦

欠席委員

4 番 渡 邊 勝 彦 7 番 土 井 一 彦

事務局職員

(併) 事務局長	中 野 信 男	次長兼振興係長	望 月 伸 浩
主 任 主 査	深 川 亮	主 査	池 田 幸 司
主 査	滝 口 悠 美		

議長 会長 齊藤 学 (以下同じ)

皆様、改めまして明けましておめでとうございます。本年もよろしく申し上げます。

大変お忙しい中、農業委員会総会に御出席いただきまして、ありがとうございます。

それでは、会議に入る前に、2番 松永孝男委員、3番 赤池勝委員、17番 佐野むつみ委員から本日の会議に欠席する旨の申出がありましたので、御報告いたします。

出席委員が定足数に達しておりますので、本会議は成立しております。

これより、本日をもって招集されました富士宮市農業委員会総会を開会いたします。

議事に先立ちまして、農地法の規定による申請について取下願の処理状況を事務局より説明させていただきます。

事務局 深川主任主査

本日配付しました令和4年12月12日から令和5年1月11日までの農地法の規定による申請について取下願の処理状況を御覧ください。

第1項、羽鮒■■■■、田、414平方メートルほか1筆、計933平方メートル及び第2項、羽鮒■■■■、田、1,011平方メートルにつきまして、令和4年12月20日に太陽光発電設備を目的とした農地法第5条許可申請が提出されましたが、令和5年1月10日、都合により取下願が提出されましたので報告します。

報告は以上です。

議長

御苦労さまでした。

それでは、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日1日と決定したいと存じます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたします。

次に、会議録署名人の指名についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会議録署名人は、5番 佐野 守委員、6番 佐野 均委員を指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。よって、会議録署名人に、5番 佐野 守委員、6番 佐野 均委員を指名いたします。

本日の議事日程は、目次のとおり、報第1号から議第5号です。

初めに、報第1号から報第7号まで一括して事務局から報告させます。

事務局 深川主任主査

令和4年11月21日から令和4年12月20日までの受理分について報告いたします。

議案の1ページから4ページを御覧ください。

報第1号 農地返還通知書の受理について

農地の使用貸借権の合意解約がなされたことの通知があったので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、使用貸借契約の合意解約による通知が13件提出されました。

続きまして、議案の5ページを御覧ください。

報第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

農地の賃借権の合意解約がなされたことの農地法第18条第6項の規定による通知書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、賃貸借契約の合意解約による通知が2件提出されました。

続きまして、議案の6ページから8ページを御覧ください。

報第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

農地の権利を取得したことの農地法第3条の3第1項の規定による届出書を受理したので、次

のとおり報告する。

議案に記載のとおり、4件の提出が受理されました。

続きまして、議案の9ページを御覧ください。

報第4号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにしようとする農地法第4条第1項第8号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、2件の届出を受理しました。

続きまして、議案の10ページから13ページを御覧ください。

報第5号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転またはその他の権利を設定しようとする農地法第5条第1項第7号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、9件の届出を受理しました。

続きまして、議案の14ページを御覧ください。

報第6号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について

租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、相続税の納税猶予の適用を受けていた特例農地について、期間が満了するのにあたり当該特例農地の利用状況を富士税務署に通知したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、現地確認の上、1件の特例農地の利用状況を通知しました。

続きまして、議案の15ページ、16ページを御覧ください。

報第7号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画について

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画について認可する通知を受けたため、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、使用貸借の認可を受けたものが2件ありました。

報告は以上です。

議長

事務局から報告がありましたが、ここで一括して質疑を許します。

御質疑のある方の挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。よって、報第1号から報第7号までは報告済みといたします。

議第1号 農地法第3条第1項の規定による許可決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読並びに説明をさせます。

事務局 池田主査

では、議案の17ページを御覧ください。

議第1号 農地法第3条第1項の規定による許可決定について

農地の所有権の移転またはその他の権利を設定・移転しようとする、農地法第3条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び別冊航空写真1ページを御覧ください。

申請地は外神で、物見山球場の北に位置する農地です。

受人は猫沢の■■■■と、渡人、■■■■さんとの売買契約です。

申請地はギンナン畑となっており、渡人は高齢による労力不足のため売買を希望しています。受人は経営規模を拡大するため譲り受け、引き続きギンナンを栽培していく予定です。

受人の許可後耕作面積は14万397.83平方メートルで、受人の稼働人員は8名です。続きまして、第2項及び別冊航空写真は2ページを御覧ください。

申請地は淀師で、金之宮児童遊園の北に位置する農地です。

受人は淀師の■■■■さん、渡人は■■■■さんで、贈与契約になります。

渡人は非農家で管理ができないため所有権移転を検討し、申請地の隣地を耕作する受人に贈与を申し出たところ了承されたため今回、所有権移転をすることとなりました。申請地では野菜、果樹を栽培する予定です。

受人は現在66歳、耕作面積は9,628.42平方メートル、稼働人員は1名です。

続きまして、第3項及び別冊航空写真3ページを御覧ください。

申請地は青木で、富丘交流センターの北西に位置する農地です。

受人は青木の■■■■さん、渡人は■■■■さんで売買契約になります。

渡人は令和3年に相続を受けたものの、本人は非農家であるため管理ができず売買を検討し、近隣で耕作する農家である受人が見つかったため今回、所有権移転をすることとなりました。申請地は引き続き田として、水稻を栽培する予定です。

受人は現在73歳、耕作面積は8,745平方メートル、稼働人員は3名です。

続きまして、第4項及び別冊航空写真4ページを御覧ください。

申請地は北山で、外神東公園の北西に位置する農地です。

受人は北山の■■■■さん、渡人は■■■■さんで売買契約です。

当該申請地は受人が相続により承継した土地であり、高齢で耕作できないため所有権移転を検討したところ、受人が見つかったため所有権移転するものです。申請地では露地野菜を栽培する計画となっております。

耕作面積は許可後7,516平方メートルで、受人は現在75歳、稼働人員は2名です。

続きまして、第5項及び第6項は同一受人の案件であるため一括して説明いたします。

議案の第5項及び第6項、別冊航空写真5ページを御覧ください。

申請地は山宮で万野四区区民館の北東に位置する農地です。

第5項の受人は山宮の■■■■さん、渡人は■■■■さんで売買契約、第6項の渡人は■■■■さんで使用貸借契約です。受人と第5項の渡人は親族関係であり、申請地は受け人が既に耕作していましたが、渡人の健康状態が悪くなったことから正式に所有権移転を計画し、合わせて第6項についても貸借により利用する計画となっております。申請地ではサツマイモ等を栽培する計画です。

耕作面積は許可後5,995平方メートルで、受人は現在79歳、稼働人員は2名です。

続きまして、第7項及び別冊航空写真6ページを御覧ください。

申請地は下条で明善寺の西に位置する農地です。

受人は下条の■■■■さん、渡人は■■■■さんで贈与契約です。

当該申請地では、牧草を栽培する計画となっております。

耕作面積は許可後3,057平方メートルで、受人は現在62歳、稼働人員は3名です。

続きまして、第8項及び別冊航空写真7ページを御覧ください。

申請地は猪之頭で、静岡県水産海洋技術研究所の北に位置する農地です。

受人は猪之頭の■■■■さん、渡人は■■■■さんで売買契約です。

渡人が高齢で耕作できないため、近隣の農家である受人に所有権移転する予定です。

当該申請地は露地野菜を栽培する計画となっております。

耕作面積は許可後1万2,582平方メートルで、受人は現在79歳、稼働人員は3名です。

以上、第1項から第8項までの申請について、農地法第3条第2項各号の許可しない要件には該当せず、問題ないと判断しました。

御審議のほどよろしく申し上げます。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方、挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決をします。

議第1号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって、議第1号は原案のとおり処理することに決定しました。

議第2号 農地法第4条第1項の規定による許可決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 池田主査

では、議案の19ページを御覧ください。

議第2号 農地法第4条第1項の規定による許可決定について

農地を農地以外のものにしようとする農地法第4条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので審議を求めます。

第1項及び別冊航空写真8ページを御覧ください。

申請地は北山■■■■の内、畑162.92平方メートルほか2筆、計1,775.92平方メートルで、北山の■■■■さんが太陽光発電設備の設置をしようとするものです。

申請人は会社員であり農業に専念することが難しく、自宅近傍の申請地で太陽光発電施設を設置し売電するため申請に及んだとのことです。

申請地は北山第一区区民館の西に位置し、小集団の生産性の低い第2種農地に該当します。周囲は西と南を道路、北と東を農地に接しますが、富士宮市の小規模太陽光発電設備の設置ガイドラインに沿って施工し、境界にはフェンスを設置する計画のため影響は軽微であると思われます。周辺の農地で代替性を検討しましたがありませんでした。他法令についてですが、申請地は文化財保護法の棧敷遺跡の包蔵地となっております。施工業者にて、市の教育委員会を通じて県と手続を行っております。また、申請地との間に官有地があり、空中配線について占用許可を取得しております。

資金は借入で確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案について担当委員の調査報告をお願いします。

18番 内堀忠雄委員

ただいま審議中の第1項の調査結果について報告します。

1月10日、申請人の代理人であります施工業者と現地で会い、話を聞きました。

富士宮市が定める小規模な再生可能エネルギー発電設備設置事業に関するガイドラインに基づき設置する計画で、既に周辺住民への説明は済んでおります。設置後は、申請者が定期的に除草作業や設備の点検を行う計画です。

周囲の農地にも影響がなく、申請書のとおり問題がありませんので御審議のほどよろしく願います。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方、挙手をお願いいたします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第2号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

異議なしと認めます。よって、議第2号は原案のとおり処理することに決定しました。

議第3号 農地法第5条第1項の規定による許可決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 池田主査

では、議案の20ページを御覧ください。

議第3号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転、またはその他の権利を設定しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので審議を求めます。

第1項及び別冊航空写真9ページを御覧ください。

申請地は杉田■■■■、畑、1.79平方メートルで、杉田の■■■■が交換により権利取得し、キャンプ場として転用しようとするものです。

申請人は建築工事など総合建設業を営んでおりますが、新型コロナウイルス感染症の流行による建築資材や人件費の高騰により、事業継続のため事業転換を図り、感染症の影響が少ないオートキャンプ場の運営事業を実施したく申請地の転用を計画したとのことです。事業計画地の大半は、昨年4月に資材置場を目的として農地法第5条許可を受け売買を行って申請者が取得した土地となりますが、前所有者が違反転用を行い設置・放置していた資材や建築物を申請者が除去するための時間を要した一方、その間、新型コロナウイルス感染症の拡大から個人顧客からの受注が減り、資材置場としての利用が低下する状況となったため、申請地をキャンプ場とすることを計画したとのことです。

申請地は杉田、浅間神社の南西に位置する小集団の生産性の低い第2種農地に該当し、近隣に代替地を検討しましたがありませんでした。周囲は南と東西を雑種地、北を水路に接しており、周囲に農地はないため周辺農地への影響は軽微であると考えられます。隣接地との境界にはコンクリートで見切りを施工し、万が一、被害が発生した場合は自己責任にて対応します。

また、土地購入費は申請者所有地の杉田■■■■という筆と交換するため費用はかからず、計画自体の費用は借入れで資金確保されています。

なお、管理棟等の建設について、市都市計画課と必要最小限不可欠な附属建築物を建てるための都市計画法第43条の建築許可について協議を進めており、都市計画法の許可と農地転用の許可とは同時許可で行います。

続きまして、第2項及び別冊航空写真10ページを御覧ください。

申請地は北山■■■■、畑、1,143平方メートルで、富士市の■■■■が売買により権利取得し、貸駐車場として転用しようとするものです。

申請人は申請地に隣接する山林を所有しており、譲渡人から耕作管理できないとの相談を受ける一方、近接地に事業所を持つ運送業者から駐車スペースが足りず事業拡大に支障が出ているとの相談も受けており、申請地を貸駐車場として転用しようとするものです。

申請地は北山工業団地の南に位置する小集団の生産性の低い第2種農地に該当し、近傍に代替地を検討しましたがありませんでした。北側の山林を一体計画地としており、周囲は北と東西を道路、南を宅地に接しており、周囲に農地はなく、周辺農地への影響は軽微であると考えられます。駐車場には大型トラック及び普通自動車を止める予定です。万が一、被害が発生した場合は自己責任にて対応いたします。

また、資金についてですが、自己資金で確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。

第3項及び別冊航空写真11ページを御覧ください。

申請地は猪之頭■■■■、畑、196平方メートルほか1筆、計1,836平方メートルで、広島県広島市の■■■■が売買により権利取得し、太陽光発電設備施設用地として転用しようとするものです。

申請人は広島県に本社を置く太陽光発電を主とした発電事業を営んでる会社で、事業用地を探していたところ申請地を取得できることとなったため、太陽光発電設備の設置用地として転用しようとするものです。

申請地は市立井之頭小学校の東に位置する小集団の生産性の低い第2種農地に該当し、近隣に代替地を検討しましたがありませんでした。周囲は東と西を道路、北と南を宅地に接しております。富士宮市の小規模再生可能エネルギー発電の設置ガイドラインに沿って施工し、隣接地との間にはフェンスを設置する計画です。万が一、被害が発生した場合は自己責任にて対応します。太陽光発電設備設置について他法令への抵触はなく、近隣住民への事前説明も行っており問題ないと判断しました。

また資金については、自己資金で確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。

続きまして、第4項及び第5は取下げとなったため、第6項について説明いたします。

第6項及び別冊航空写真13ページを御覧ください。

申請地は羽鮒■■■■、田、502平方メートルで、富士市の■■■■が売買により権利取得し、駐車場として転用しようとするものです。

申請人は申請地の北の隣接地に芝川工場を持つ健康食品の開発や受託製造を行っている会社で、既存の従業員駐車場の面積が狭小であり、今後、製造品質管理の資格を取得するため従業員の増員を計画しております。しかしながら、既存敷地では駐車スペースが不足することから、申請地

を駐車場として転用しようとするものです。

申請地は吉祥寺の北に位置する農振農用地から除外された小集団の生産性の低い第2種農地に該当し、近隣に代替地を検討しましたがありませんでした。周囲は北と東を工場敷地、西を道路、南を農地に接しております。駐車場には25台の乗用車が止まる予定です。切土、盛土は行わずに敷地内整地を行い、農地との境界にも見切りを施工する計画であることから、周辺農地への影響は軽微と考えられます。万が一、被害が発生した場合は自己責任にて対応いたします。

また、資金についてですが、自己資金で確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案のうち、3項及び6項について担当委員の調査報告をお願いします。

8番 伊藤照男委員

ただいま審議中の第3項の調査結果について報告いたします。

1月5日、午前11時より譲受人、太陽光発電設置事業者、■■■■が立会い、説明のもと佐野むつみ農業委員、事務局、私の3名で現地調査をいたしました。申請地は畑ではありますが、譲渡人は高齢により農地としての利用が難しく、現在は年2回から3回の草刈りをして休耕地となっております。今後もこの土地で営農できる者がいないため、今回この太陽光発電設置会社からの話があり、このような運びとなりました。また、■■■■の■■■■氏からは、地元の区長を初め近隣住民に対しても説明済との報告を受けました。申請のとおり問題はありませので、御審議のほどよろしく願いいたします。

14番 旭 一昭委員

ただいま審議中の第6項について現地調査の結果について御報告申し上げます。

令和5年1月5日、午後2時30分、申請人の会社役員及び代理人■■■■行政書士の立会いのもと、鈴木推進委員、事務局2名が私とともに申請地で現地調査を行いました。申請地は雑木や雑草が生えた状態の遊休地です。令和4年12月27日付で農地利用の変更が認められ、変更区分は除外となっております。変更目的は駐車場用地です。譲受人は隣接の■■■■、健康食品・カプセル等の製造会社です。現在、賃借している駐車場が手狭になり、従業員の増員とともに新しく駐車場として当該地を購入するものです。付近の農地は遊休地になっており、周辺農地への影響を及ぼす恐れもないと考えますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方、挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決をします。

議第3号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。よって、議第3号は原案のとおり処理することに決定しました。

議第4号 非農地証明申請の審議についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 深川主任主査

議案の22ページを御覧ください。

議第4号 非農地証明申請の審議について

土地登記簿の地目が農地になっている土地であって、その現状が農地以外になっているものについて、証明申請が次のとおりあったので、審議を求める。

第1項及び航空写真の14ページを御覧ください。

申請地は羽鮎■■■■、畑、2,254平方メートルほか1件、計2,488平方メートルで、妙法寺の南に位置している農地です。

この地域は昔から水災害が多く、堀が度々決壊し、土砂等が流入してしまい、畑として利用することが困難であるため、昭和30年頃、月日は不詳であります。申請者の先代が水害対策としてヒノキを植林し現在に至ったものです。10年以上前から山林であることが確認でき、農地への復元も困難であるため、非農地として取り扱いして差し支えないものと判断いたしました。

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案について、担当委員の調査報告をお願いします。

14番 旭 一昭委員

ただいま審議中の第1項の現地調査の結果について御報告申し上げます。

令和5年1月5日、午後1時30分に申請人立会いのもと鈴木推進委員、事務局2名が私とともに現地調査を行いました。

申請地は羽鮎坂本集落の東側にある羽鮎山の山中です。当該地の上段には、羽鮎用水が南北に横切っており、度々あふれて水害を起こしております。昭和30年以前から山の土砂流出により、この用水が決壊し、畑としての使用ができなくなったために、ヒノキを植林したものです。既に山林化して70年近く経過しており、近くにも農地はなく、申請のとおりで差し支えないと考えます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方、挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決をします。

議第4号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって、議第4号は原案のとおり処理することに決定しました。

議第5号 富士宮市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

本議案のうち3項及び4項については、農業委員が関係する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与できませんので先に審議することとし、事務局から議案の概要説明の後、該当委員には退席を求めます。

それでは、事務局に議案の概要説明をさせます。

事務局 池田主査

では、議案の23ページを御覧ください。

議第5号 富士宮市農用地利用集積計画の決定について

令和4年12月19日付、富農第1257号で決定を求められた富士宮市農用地利用集積計画につき、別紙のとおり決定するものとする。

別紙農用地利用集積計画（案）について説明いたします。

ページを2枚めくっていただきまして、農用地利用集積計画（案）の2ページ目、農用地の流動化状況を御覧ください。

利用権の設定を受ける者の数6人、利用権を設定する者の数6人、利用権を設定する農用地の面積は計9万554平方メートルです。所有権の受ける者の数1名、所有権を移転する者の数1人、所有権が移転する農用地の面積計568平方メートルです。

1枚めくって、4ページの集積計画を御覧ください。

貸借について第1項及び第6項まで全て中間管理事業になります。

概要の説明は以上です。

議長

ここで、1番 脇坂英治委員の退席を求めます。

〔1番 脇坂委員 退席〕

議長

それでは、3項について事務局からの議案の説明をさせます。

事務局 池田主査

それでは、第3項について説明させていただきます。

第3項及び別冊航空写真は17ページを御覧ください。

第3項申請地は人穴で、萩平公民館の南に位置する農地です。

人穴の■■■■さんへの使用貸借権設定となります。期間は10年新規になり、移転後経営面積は11万1,509平方メートルです。

第3項の説明は以上となります。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方、挙手を求めます。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第5号のうち3項について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって、議第5号のうち3項について、原案のとおり処理することに決定しました。

1番 脇坂英治委員の入場を求めます。

〔1番 脇坂委員 入場〕

議長

次に、11番 富永政則委員の退席を求めます。

〔11番 富永委員 退席〕

議長

それでは、4項について事務局から議案の説明をさせます。

事務局

では、第4項及び別冊航空写真18ページを御覧ください。

第4項申請地は北山で、北山郵便局の南東に位置する農地です。

北山の■■■■への賃借権設定です。期間は10年新規になります。移転後経営面積は5万5,040平方メートルです。

第4項の説明は以上となります。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手を求めます。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第5号のうち4項について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって、議第5号のうち4項について、原案のとおり処理することに決定しました。

11番 富永政則委員の入場を求めます。

〔11番 富永委員 入場〕

議長

引き続き、議第5号について事務局から議案の説明をさせます。

事務局 池田主査

それでは、先ほど御審議いただきました第3項及び第4項を除き、第1項から順に説明いたします。

第1項及び別冊航空写真15ページを御覧ください。

第1項申請地は杉田で、杉田五区区民館の東に位置する農地です。

島田市の■■■■への使用賃借権設定です。期間は5年で再設定になります。移転後経営面積は4万8,352平方メートルになります。

続きまして、第2項及び別冊航空写真16ページを御覧ください。

申請地は大岩及び村山で、大岩明倫保育園の東に位置する農地です。

杉田の■■■■さんへの使用賃借権設定です。期間は10年新規になり、移転後経営面積は4万5,112平方メートルとなります。

続きまして、第5項及び別冊航空写真は19ページを御覧ください。

第5項申請地は外神で、和田公会堂、和田目的広場の南東に位置する農地です。

西小泉町の■■■■さんへの使用賃借権設定です。期間は10年再設定になります。移転後経営面積は3万593.62平方メートルとなります。

続きまして、第6項及び別冊航空写真20ページを御覧ください。

申請地は麓で、東京農業大学富士農場の南に位置する農地です。

根原の■■■■への賃借権設定です期間は5年再設定になります。移転後経営面積は48万6,131.50平方メートルです。

続きまして、所有権移転の案件について説明いたします。

所有権移転第1項及び航空写真21ページを御覧ください。

申請地は青木で、明善寺の東に位置する農地になります。

買主は宮原の■■■■さんで、移転後経営面積は3,622平方メートルです。

引き渡しの時期は、令和5年1月26日を予定しております。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方、挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第5号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって、議第5号は農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき処理することに決定しました。

これをもちまして、本日の日程は終了いたしました。

次回の農業委員会総会は2月9日を予定しております。

以上をもちまして、令和5年1月富士宮市農業委員会総会を閉会といたします。

午後1時45分終了

本会議録を書記に作成せしめ、会議録署名人と共に署名する。

富士宮市農業委員会
会 長

会議録署名人
5 番

会議録署名人
6 番